

# チッソ水俣病と東電原発災害の共通性

糸長浩司<sup>1)</sup>

Itonaga Koji

1)NPO 法人エコロジー・アーキスケープ、理事長、工学博士 (itonagakoji@outlook.jp)

NPO Ecology Archscape, Representative, Doctor of engineering

原発長期災害、水俣病、公害、健康被害と環境被害、汚染環境の継続的管理  
Long-term nuclear disaster, Minamata disease, Pollution, Health and environmental damage,  
Continuous management of polluted environments

## 1. 2つの甚大な「公害」

筆者は現在、2つの長期的な「公害」に関わっている。チッソ水俣病と東電原発災害である。「公害」としたのは、前者は、紆余曲折はあったが公害認定されているのに対して、後者は明確にエネルギー産業公害であるにも関わらず公害認定されていないことを示している。

東電原発災害に関しては、1990年代からエコロジカルな村づくりを支援指導してきた、F1から30km以遠の福島県飯館村が放射能汚染されたことで、放射能汚染実態や住民避難、2地域居住提案、村民のADR支援、裁闘争支援に関わり、かつ、近年は飯館村の南に位置し全域が帰還困難区域に指定されていた浪江町津島地区の裁判闘争をしている。

筆者は日本建築学会内に、委員長として原発災害長期対応特別研究委員会を設置し、2024年9月に「原発事故による長期的放射能影響への対策に向けた建築からの提言」を委員会として18項目からなる提言を発出した。短期的な復興の危険性を指摘し、長期的な復興再生のシナリオと政策の開発が必要と訴えてきた。

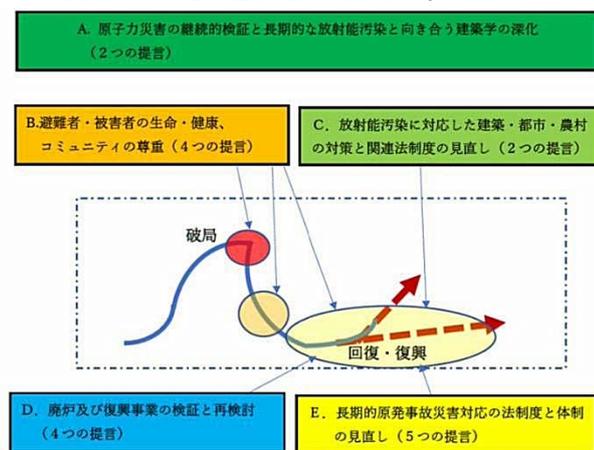


図1 原発長期災害対応特別研究委員会の提言の構造

チッソ水俣病との関係は、2023年7月からである。百間排水口・樋門の扉の撤去工事が市から一方的に市民に知らされ、それを阻止すべき水俣病患者や支援者からの相談があり、樋門や塘の歴史を現地及び文献調査を始めた。百間排水口・樋門は水俣病の原点であり、それを永

続的に保存すること、負の近代産業化遺産として世界遺産的な価値として残すことに共感し支援研究を継続している。幸い、市民との保存活動は成功し、老朽化した排水口の扉は熊本県の予算で木造扉として新調され、チッソが有機水銀を排出した当時の状況を維持することができた。現在、百間排水口・樋門の前で、この構造物と空間の歴史と水俣病に関する解説のARが県の予算で作成中であり、水俣病支援団体の意見も反映されつつある。

2011年3月におきた甚大な原発事故による広域かつ長期的な災害は現在進行中である。東京電力福島第一原子力発電所（「F1」）の破壊された原子力容器群のコントロールと最終撤去が見えない現実と、広大に降下した放射性物質の除去（除染）と汚染対策は100年以上の歳月を要する重たい事実がある。この非情な人災に対して法的、倫理的、学的、技術的対応は遅れたままなのにも関わらず、復興の声は高く、そのための公共事業は活発であるという大きな矛盾を抱えていると感じるのは筆者ばかりではないと思う。F1の原発事故は、原子力発電を推進してきた国や東京電力を始めたとした電力会社の責任（それを許してきた国民の責任）であり、甚大な公害である。にも関わらず、原発推進が現在進められていることは大きな矛盾である。この公害の前に、甚大で広域的な公害として水俣病がある。原発事故災害は、「里山の長期公害」であり、水俣病は「里海の長期公害」である。両方ともまだ解決できていない多くの課題を抱える長期公害地域があり、双方を比較しつつ課題の深刻さを共有し、少しでも解決の糸口を見つけていきたい。

## 2. 「長期公害」としての原発事故と長期汚染の特徴

### (1) 「原子力緊急事態宣言」中での復興事業の矛盾

飯館村や浪江町津島地区で除染されても、森林等での放射能汚染が継続していることについての筆者の実態調査結果については省略する。参考文献を見てほしい。ここでは、汚染が100年以上継続するという長期的汚染、長期的公害であることを指摘し、それに対する法制度が皆無に近い点を指摘することとする。

津波を原因とする、F1の甚大事故は終結していない。破壊されたF1の原子炉施設の危機は継続し、かつ広範囲

に排出され土壌、森林、河川に降下し付着浸透した放射性物質による放射能被ばく（内部被ばく、外部被ばく）は、降下した放射性物質の自然減衰を待つしかないという意味でも長期化する人為的災害である。終わりの見えない人為災害は、「公害」と規定もできるが、「公害」の規定を超えた「長期公害」という概念を使用せざるを得ない。この点は、後の水俣病の箇所でも触れる。

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」）原子力緊急事態宣言は解除されず、日本は「緊急事態」＝「例外状態」にある。アカンベンが論じるようにシュミットが定義する「主権者とは例外状態に関して決定をくだせる者をいう」とあるように、緊急事態宣言下という例外状態が主権権力の政府により継続され、現存被ばく状況が常態化されている。①破壊されている原子力施設の危機的状況であり再度の放射性物質を飛散する可能性が否定できず、②原子力施設から飛散した放射性物質が森林・河床に広域かつ大量に残存し除去できず現存被ばく状況を被災者に強いる非常事態であり、③森林等に堆積された放射性物質が豪雨災害等で生活圏域に流下し再被ばくを拡大させる可能性も否定できない状態にある。この状態が国民に強いられるが、この自覚が国民は薄い。現に直近の参議院選挙では争点となっていなかった。

原災法での用語定義（同法第2条）では「緊急事態緊急対策とは、第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう」と規定し、「**原子力災害事後対策とは、第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後**において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は**原子力災害の復旧**を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第二条第二項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。」とある（太字は筆者）。

現在は緊急事態宣言下であるので緊急事態緊急対策の期間である。同法第26条で**緊急事態緊急対策**としては定めている主要な項目は下記である。[・避難の勧告又は指示、・放射線量測定・被災者の救難・居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による**汚染の除去**その他の応急措置の実施・**原子力災害の拡大の防止を図るための措置**]である。同法27条に**原子力災害事後対策**が書かれている。主要な項目は[・放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査・居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置・放射性物質の発散の状況に関する広報・原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の**復旧を図るための措置**]である。

原子力災害からの復旧の定義は原災法では非常事態宣言を解除した後の事後対策である。現在、政府が実施し

ている巨大な復興事業は事後対策であるといわざるを得ず、明確な原災法違反である。一方で緊急事態緊急対策として行うべき被災者の救難や被ばく線量の測定、災害拡大防止の措置は不十分なままである。被ばく線量の測定は、内外被ばくの両面から実施することが望ましいがその実施や公表はされていない。要は、原災法の緊急事態宣言下において制定された各種の原災関連の法律（放射性物質特措法や福島特措法等）が、原災法との整合性をとらないまま制定され、公共事業としての復興事業として展開されてきているという法的課題がある。この追及がないのも奇妙である。

## （2）強いられる「現存被ばく状況」及び内部被ばく無視と水俣病での「食中毒」の不適用の共通性

2025年現在、公衆（国民）は計画的被ばく状況という平常状態ではなく、現存被ばく状況にあると政府は国民に説明する。現存被ばく状況での防護について官邸の説明は下記である。「一方、事故などの**非常事態が収束する過程**で、被ばく線量が平常時の公衆の線量限度（1mSv/年）より高い状態が定着し、さらなる線量低減に長期間を要する状態を「現存被ばく状況」と呼びます。現存被ばく状況では線量限度を用いず、公衆の防護活動の目安とする線量である「参考レベル」を用います。・・・現存被ばく状況にある福島の現状に当てはめると、国・規制当局が定めた避難あるいは帰宅基準のもとで、**帰宅を望む住民の帰宅を促す**一方、放射線防護の最適化を實踐して、参考レベルを目安として反復して防護活動を実施することが肝要です。それによって、一日も早くより**安定した生活環境を整備**することが望まれます。」（放射線防護の最適化-現存被ばく状況での運用-（首相官邸）、下線は筆者）とある。

環境省のHPでは「事故によって被ばく状況が変わり、公衆被ばくについては、日本の法令にはない参考レベルの考え方が採用されました。参考レベルを用いた被ばく線量の線量管理においては、第一に、ICRP2007年勧告の被ばく状況に応じた線量目安を参考に、不当に高い被ばくを受ける人がいないように参考レベルを設定し、第二に、その参考レベルよりも高い線量を受ける人がほとんどいない状況が達成されたら、必要に応じて、更に低い参考レベルを設定することで、線量低減を効率的に進めていくこととされています。」とある。

現存被ばく状況にあることを法的根拠もなく国民に了解させ、被災地での生活を1~20mSv/年で促すというものである。1~20mSv/年の被ばくを例外的に国民に要請している。戦争によって公衆の安全が確保できないので、食料・燃料・快適な住まい等は補償できず一部生存権の欠落状態に耐えて欲しいという例外状態を要請しているに等しい。この被ばく我慢の期間はCs137の半減期から想定しても200年以上になる。この間、放射能例外状態は継続することになる。かつ超超長期的な放射能例外状態に関して執行者＝政府は、立法府に適正な法制定を要

請してはいないし、立法府の動きも鈍いという現実がある。この重要な点は国会審議や論争もない、国政選挙の争点ともならず、政治空白である。また、放射性物質の吸引による内部被ばくリスクも完全に無視である。2011年の発災時にあれだけマスク着が言われたのも関わらず、まだ周囲の森林の汚染、農作業による放射能まみれの粉塵があるにも関わらずマスク着の要請もない。

これらの点は、後に述べる水俣病の初期における対応の過ちと酷似している。新日本窒素肥料株式会社（現チッソ）によるメチル水銀化合物は、1932年から百間排水口（江戸期の入浜式塩田干拓での百間塘に設置された樋門がその後排水口と呼ばれる）から水俣湾に排出され、それを食べた漁民たちが水俣病を患った。水俣病の公式認定は、田中静子さん、実子さん姉妹が認定された1956年である。当時、政府は、水俣湾内産魚介類を原因食品とする食中毒として水俣病を認識していた。昭和31年の厚生省公衆衛生局環境衛生部食品衛生課編『昭和三十一年全国食中毒事件録』で水俣市の食中毒事例が記載されている。しかし、水俣湾の全ての魚介類が汚染されているということは立証できないとして「食品衛生法」を適用した。その結果として水俣病をより深刻かつ広範囲に発生させてしまった。経済行為を優先して、法規制を歪めた、あるいは歪曲した行政責任は大きい。慢性的な食中毒という「例外状態」を水俣市民、不知火海民、汚染水産物を食べる全ての市民に強要した罪は大きい。

### (3) 「長期公害」としての原発事故

水俣病が公式認定された後、1968年に水俣病は公式に「四大公害病」の一つとして認定された。公害病対策としての関連の法制度は、旧公害対策法（1967年）、公害健康被害の補償等に関する法律（公健法、1973年）が制定された。いわゆる、典型7公害に関する大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7つの環境保全に関する規制対処法は、地盤沈下に対する工業用水法（1956年）以外は、1967年以後の成立である。

原発事故災害に関しては公害認定されていない。原発事故により放出された放射性物質による身体への影響はないと主張し、甲状腺がんも認めておらず裁判中である。

また、避難させられたという精神的ストレスでの健康被害は認めているものの、放射性物質による発病、死は認めないままであり、公害認定、公健法の適用等への道は険しい。ただ、公健法の適用に関しては、水俣病での公健法での認定が非常に歪んだものであり、公健法そのものの見直しも求められている。

一方で、内閣府の公害調停委員会のHPでは、「原子力に係る被害を理由とする調停の受付について」で下記が解説されている（斜字）。

問：原子力発電所の運転等の原子力事業に伴う放射性物質による被害に係る紛争は、公害紛争処理制度の対象となるのでしょうか。

1 公害等調整委員会における考え方

まず、いわゆる原子力損害については、原子炉の事故等による、大気汚染等の典型7公害の形態をとらない発生源からの直接的な放射線被曝による被害については、公害紛争処理制度の対象とはなりません。

しかし、直接的な被曝という形態をとらない被害、即ち、放射性物質に汚染された塵や水の拡散による周辺地域の大気、水又は土壌の汚染による人の健康や生活環境に対する被害は、大気汚染、水質汚濁又は土壌汚染の典型7公害に該当することから、公害紛争処理制度の対象となります。（下線は筆者）

上記のように、政府は東電原発事故による放射能による環境汚染は、公害紛争処理制度の対象となると明記しているが、紛争として投げかけられれば対象となるが、あえて、公害としての認定の法的対処はしていない。一種の詭弁であり、かつ現存被ばく状況を容認している。水俣病の歴史で先に述べたように、食中毒事件ではあるが食品衛生法は適用しないという態度をとりつけ、結果として、不知火海全域での広大な水俣病が拡大したという歴史的現実と重なるものがあり、非常に危険な未来を予測するのは筆者だけだろうか。

### 3. 放射能汚染地域の土地利用規制・監視の放置

#### (1) 長期的放射能汚染地域での土地利用計画の不在

筆者の推定では中間貯蔵施設に集められた除染土壌の4倍以上の汚染土壌及び汚染樹木が福島県の浜通りの森林には残存している。中間貯蔵施設の除染土壌が県外に最終処分されたとしても、Cs137が森林に残存したままであり、被ばくの危険は継続するという矛盾を抱えている。放射能対処特措法が不十分であることが起因している。森林、河川、湖沼は200年以上、Cs137の捨て場となっている。

「原発事故による放射能汚染地域」を法的に指定し、その領域での土地利用管理・監視・規制体制を構築し、Cs137の半減期に即して随時見直し、100～200年先の健全な土地利用に誘導するという時間軸を組み込んだ土地利用制度が必要である。この考え方は、チェルノブイリ法（チェ法）に通じるものもある。30km圏は非居住にしているチェ法と異なり、福島ではその圏域は復興居住地域として位置づけられている。これらの復興居住地域で生活する人たちの内外被ばくに対する健康保障の政策はとられていない。原爆の黒い雨による長期的な被ばく、メチル水銀化合物汚染により、不知火海での広大な食品中毒被害がある水俣病公害にも匹敵する長期公害の犠牲者の発生が長期的に危惧される。

それを防ぐためには、土地利用計画・規制制度の対処は急務である。現段階で考えられる計画的課題を述べる。

- ① 現存被ばく状況の農村都市地域を「長期的放射能汚染地域」として法的に規定する。「放射性物質汚染対処特措法」の改定か、「原発事故公害対策法」（仮）がいる。
- ② 筆者の飯舘村での7年間の植林実験では非汚染苗の

生長による Cs137 の移行率は極端に少ないことが判明した。非汚染苗木の植林による 100 年間で再植林による里山再生の可能性はある。汚染樹木を伐採し、燃焼処理ではなく、堆積する場所の確保である。モデル的な里山エリアでの長期的な森林再生（100 年以上）のプロジェクトも意味がある。

③ 森林・農地・宅地の空間線量率だけでなく、Cs137 賦存状況の実態調査を 100m メッシュ単位で実施し、Cs137 の賦存状況を図化する。Cs137 の分布状況を見える化し、短期・長期的な土地利用管理の基盤を作る。

④ 農業での被ばく労働を避けるために、極力大型圃場化を行い機械化及び施設栽培の普及を図る。再度の農地除染も必要である。

⑤ 現在の帰還定住者に再度の避難要請は厳しいが、定住促進ではなく、二地域居住か、通いによる担い手を確保する法制度を用意する。

⑥ 帰還定住優先ではなく、二地域居住システムを定着させる。筆者が発災時に飯舘村に提案した二重住民票を法制度的にも整備する。

⑦ 被害者の長期的な疫学調査を実施し、被ばくによる病変に対する徹底的な補償の仕組みを確立する。水俣病認定や原爆被害者認定で経験された課題を乗り越える仕組みづくりである。

⑧ 長期的な放射能被ばくが続く、「現存被ばく状況下」で生活する人々に対して、医療費免除制度の継続及び、将来的な健康リスクに対する補償として「被ばくに対する健康手帳」（仮）を被害者に提供することが求められる。

原発事故の破局から直ちに回復・復興は厳しいという認識の下に、長期的な回復・復興を前提し、その期間における避難者・被害者の生命・健康を守り、コミュニティの回復を図ることを第一に考えるべきである。稼働中あるいは使用済み核燃料のある原発施設における今後の事故に対応する避難計画、防御についての建築学的な視点からの検討課題も必須である。さらに、放射能汚染地

域での汚染状況に対応した土地利用計画規制制度の創設も必要である。

## （２）土地利用規制の必要性

チェ法は 1991 年に制定され、事故原発から 30 km 圏内及び 555 kBq/m<sup>2</sup> を超える汚染地域では移住の権利も保障されつつ、居住、農林業等の生業活動もコントロールされてきた。他の汚染地域では移住の権利も保障された。ただし、その後の三か国の国内事情及び戦争下の中で、チェ法が十分に機能していない事も事実である。重要な点は、年間 1 mSv 以上の地域は汚染地域に指定されたことである。日本では、この指定はなく避難解除と帰還促進政策が、先に述べたように原災法を無視して進められている。

表 1 は土地利用規制・管理法（仮）の提案である。チェ法を参考し、福島で置かれている状況を加味し、かつ現在までの帰還政策を考慮したものである。厳しい規制・管理案である。規制とそれに伴う補償は、国と東電が責任をもって進めることは基本である。追加年間空間線量は 1 mSv、土中 5 cm 層の Cs137 濃度が約 2800 Bq/kg とし、どちらかを超える区域は法的に放射能汚染地域として指定し、半定住区域（二地域居住は許可される）として生活、生業の法的規制をする。年間 5 mSv か土中 5cm 層で約 8500 Bq/kg の地域はより厳しい非定住区域とし、原則的に居住、生業は禁止する監視区域とする。年間 0.5 mSv か土中 5 cm 層で約 600 Bq/kg の地域は定住管理区域として定住しつつ放射能汚染に対しての定期的な監視をする地域とする。放射能汚染の厳しい森林区域は、長期的なモデル除染とモニタリングで継続的な監視と環境改善活動を重視するエリアとする。この提案は非現実的と考える国民は多いと思われる。しかし、この厳しい状況下での計画法の制定は重要である。今回の原発事故の長期的汚染と長期的公害被害を想定した一つの提案として受け止めていただければ幸いである。

表 1 チェルノブイリ法を参考とした日本での放射能汚染地域設定の糸長試案

		日本に適用した場合の想定（糸長提案2025年3月）											
チェルノブイリ法 1991年 ウクライナ	土壌汚染密度 Cs-137 k Bq/m <sup>2</sup>	追加 空間線量 mSv/年	日本での放射 能汚染ゾー ニング案	Cs-137 k Bq/kg 5cm層で 比重1.3	屋外滞在 8 時間 室内滞在16時間 で室内減衰0.6 として、屋外の μSv/h（測定値）	活動内容							
						監視・ 管理	除染	仕事			住		
								林業作業	農作業	室内作業	非住	半定住 (2地域)	定住
避難（特別規制）ゾーン	1986年の避難地域		非定住区域			◎	△	×	×	×	◎	×	×
移住義務ゾーン	555以上	5以上		8.54以上	0.82以上	◎	△	△	×	×	◎	×	×
移住権利ゾーン	185～555	1以上5未満	半定住区域	2.84～8.54	0.2～0.82	◎	○	△	△	△	△	△	×
放射能管理強化ゾーン	37～185	0.5以上	定住管理区域	0.57～2.84	0.08～0.2	◎	◎	○	○	○	×	○	○
正常★	37未満	0.5未満	定住区域	0.57未満	0.078未満	○	×	◎	◎	◎	×	×	◎

★ 5のゾーン設定名称はチェルノブイリ法にはない。

## （３）長期里山汚染地域の長期的再生をどう考えるか

放射能汚染され、除染されないままの里山地域での復興をどう考えるか。無理な復興は先に述べているように実施すべきではないというのが筆者の一貫した考えで

ある。ただ、汚染された里山を放置したままにしておくこともできない。森林の荒廃、豪雨災害による土砂流出等、農村地域の伝統文化の継承、コミュニティの継承等多くの課題を抱えている。

被災者の裁判闘争では、原発災害に対する補償金の獲得やふるさと喪失による補償金の獲得での成果は多少出ているが、被災地の長期的な環境及びコミュニティの再生・復興のための戦略的な獲得目標を提示した裁判闘争は少ない。2024年2月14日に原告・被告の控訴もなく確定した、山木屋訴訟仙台高裁判決とその後の動くは興味深い。「中間指針・第5次追補」の「生活基盤変容慰謝料」を超える一人330万円の「故郷喪失慰謝料」に、「線量不安慰謝料」を加えられ、原則1人360万円の慰謝料が認められました。さらに、国、東電、住民、町と一緒に、今後の復興の在り方について協議する場が設定された。長期的な里山除染、長期的なふるさと復興をどう今後、長期的に進めるのか。その時に国及び東京電力は裁判での慰謝料判決に従うことは当然であるが、それ以上に長期的な被災地の再生・復興に対する責任をどう果たすのかが問われている。裁判はある意味一過性であるのに対して、放射能汚染された被災地の再生・復興は100年～300年とかかる。この重たい視点をしっかりと認識しておく必要がある。まだ、筆者にこの長期的な再生・復興についての明確な方針があるわけではないが、飯舘村や浪江町津島での支援活動を通じて得た知見を含めて、下記のような視点が必要と考えている。

- ・除染の厳しい里山に囲まれた地域であり、長期的、少なくとも100年スパンでの除染、再生・復興の在り方を考え、国、東電、基礎自治体との協議と支援の場を継続的に設定すること。
- ・汚染度合が非常に厳しいことから除染が簡単に可能ではない。長期化する中で、より適切な対処とは何かについての、随時の見直しが求められる。
- ・里山除染のモデル場所を、協議の上決めて、モデル伐採（伐採した樹木の保管場所を確保、外に搬出しない）及び植林（汚染土壌でも30年経過した後、どの程度の樹木へのCs137移行があるかの調査）を行う。これらの作業は住民ではなく、専門家、専門的作業員による。内部外部被ばくの徹底管理と元で。
- ・長期除染・植林の手法、測定的手法、土壌及び樹木のCs137測定方法については、「里山長期除染プロジェクト」において、専門家を交えて決定していく。
- ・地元、住民と専門家（国の研究機関からは独立した）「100年除染監視委員会」（仮）のような組織を作り、里山長期除染の経緯を評価し、適切な除染手法、里山再生手法を進めていく。
- ・これらのプロジェクトに関わる推進費用は、東電、国が100年間以上負担する。
- ・合わせて、被災地コミュニティの維持と再生のためのソフトなプロジェクトへの継続的な支援を、東電、国は責任をもって行う。

#### 4. 放射能汚染地域での未来への責任論

##### （1）津島100年復興再生のための提案

津島の裁判では、9月の段階で下記のような長期的対応の必要性についての意見書を原告団から依頼されて提出した。以下にそのポイントを述べる。

##### ◆津島100年復興再生のための行動項目

100年先を見据えた津島の復興再生行動に、現在生きている人（高齢者、若者、子ども）と未来世代の津島人が継続的に関わり続けることで、津島の長期的な復興再生は可能となる。100年間紆余曲折しながら、絶えず見直しをつづけながら行動していく必要のある項目は下記である。

- ①放射能の観測と評価
- ②継続除染と評価
- ③放射能汚染地域の法的指定
- ④津島地区全域での土地管理・利用計画（放射能管理ゾーニング）
- ⑤住宅・宅地・集落の放射能防御策
- ⑥二地域居住制度
- ⑦地区内外での仕事づくり
- ⑧住民の意識調査及びストレス検査
- ⑨住民健康検査（外部・内部被ばく量、健康診断）
- ⑩医療費控除及び健康手帳の配布
- ⑪津島地区の文化財の保全活用計画と実践
- ⑫総合評価・戦略の見直し

##### ◆津島100年復興再生のための体制づくり

上記の12項目は短期で全て実行できる課題ではなく、長期的な対応は必須である。当面は、現世代が責任をもってその体制を作り、100年間、随時見直しつつ実行していく仕組みとその契約が必須である。津島地区住民は、現世代と未来世代を含め、かつ地区内外で生活する住民による津島拡大コミュニティを構築し、その人たちを母体として「津島地区協議会」を設置する。この他に、浪江町、国、東電、及び外部の専門家集団からなる、「津島100年復興再生協議会」を合同で設置し、100年復興再生プロジェクトを随時実行していく。この協議会には、先の11項目の部会と⑫の総合的評価を行う全体会を設置して具体的な復興再生事業を展開していく。100年間は長期であるため、国、東電、浪江町の行政組織には、各「津島100年復興再生担当部局」を設置し長期的で確実な対応を進める。12項目の科学的技術的対応を的確に進めるためには、多様な専門家が必要である。偏った専門家集団とならないためには、津島地区住民・浪江町からの推薦、国・東電からの推薦による複合的な専門家組織を作ることが重要となる。

これらの100年復興再生プロジェクトを実施するためには、国、東電からの資金的援助は必須である。不明な課題は、より重要な継続的研究課題ともなる。現在、国が進めている福島国際研究教育機構（F-REI）がどこまで被災地住民に即して、個々の汚染地域での長期的復興再生に具体的に寄与できているか疑問である。津島地区に限定して（しかし、約96km<sup>2</sup>の広大なエリアである）、

住民と共同した100年復興再生のための研究と実践的な組織を立ち上げるの方が有意義であるともいえる。

#### ◆津島100年復興再生のためのスケジュール

100年は非常に長い。現役世代は全て100年後には存在しない。また、50年後の活動世代は現在ほぼ誕生していない。30年後の活動世代は現在の10代～40代であるとする、この青年層に30年後の活動を付託せざるを得ない。未曾有の災害であり、この災害に対して的確な対処は明確ではない。試行錯誤の試みである。現役世代がその試行錯誤の方向性と体制づくりを、後世のモデルとして創出していくことが肝心である。当面は、2～3年での間隔で試行し評価し再試行をしていくことである。しかし、放射性物質は消えることなく、津島地区に大量に賦存していることを胆に銘じて、被ばくリスクを避けるより慎重な行動が求められている。

#### (2) 未来への責任

今まで述べたように、津島を始めとして深刻な放射性物質に汚染された地域は、チェルノブイリ法では放射線汚染地域に指定され、かつ強制避難か避難権利区域に相当する。しかし、日本政府は放射能汚染地域指定を法的に設定せず、さらに避難区域も縮小し帰還を促し、短期復興の政策を続けている。事故前には年間1mシーベルトを追加被ばくの限度としていたにも拘わらず、緊急事態として年間20mシーベルト以下での国民の被ばくは現存被ばく状況として、法的根拠もなしに容認し、かつ放射性物質による健康被害はないとしている。原発事故災害を公害として認定する法制度的な動きも皆無であり、したがって、公健法の適用も検討されないまま、ハードな公共事業を中心とした復興事業が展開される状況にある。このことを私は非常に憂いている。

津島訴訟の原告団は、汚染された森林を含む全ての津島地区内の放射性物質を除去し、元の津島に早急に帰すことを希求し裁判で訴えている。この原告団の思いは非常に重く、加害者である国と東京電力の責任は長期にわたり非常に重いものがある。その責任を短期、中期、長期にわたりどう果たして行くべきかが問われる。一方で、厳しい現実がある。現在の津島地区全域での被ばく状況は厳しく、短期に元の状態、被ばくする以前の状態に戻すことは、広大に汚染された森林を抱えた状況では非常に難しいと言わざるを得ない。主要な放射性物質であるCs137の自然崩壊を待つて元に近い状態になるには200年以上を有するであろう。そういう厳しい現実の中で、津島住民の現在、将来の世代が被ばくすることなく、1日も早く元の津島の環境に戻すための方策が求められている。

津島全域での短期的物理的除染は厳しいという客観的判断の上に、今後、どのような償いを、国及び東電が行い、その実行性をどう原告団、津島住民が見守っているのかを考えざるを得ない。その具体的な手法については私の提案を提示してきた。

最後に述べたいことは、未来の津島に対してどういう責任を国、東電、浪江町、津島の人たちは果たしていくことが望ましいのかを、未来倫理学、未来政策の視点から考察することである。

#### 1) ハンス・ヨナスの未来倫理学から考える

ドイツ出身でハイデッカーの弟子であり、現代技術のもたらす危険性について追及した倫理哲学者であり、未来倫理学(現代人が未来にどう責任を果たすべきという倫理)を構築しようとしたハンス・ヨナスに注目したい。彼の未来倫理学を頼りに、「現在人の未来への責任」を参考にして、放射能汚染地域での加害者としての国、東電及び被災者の人たちの「未来世代への責任」を考えてみる。まず、彼の有名な『責任という原理』から主要な論点を引用しつつ論を展開する。

「技術の脅威は、・・・その成果が行き過ぎて、・・・もどおりにせよと大規模な請求を引き起こしている。」まさに、現代技術の象徴である原発事故によって汚染された森林を含め津島を元に戻せという原告団の主張と酷似する。彼は、「幸いな予言より不吉な予言を優先させよ」、「新しい人間に課せられた義務として、「恐れに基づく発見術」を提案する。これは可能な限り未来を予想し、その未来の危険性により禍を被ることをいかに回避するか、未来が危険な賭けにさらされることを、今の世代がどう回避するかを考えることが、未来倫理学の責務であると主張する。

ヨナスは、人間の持続的な存在価値を基本とする。人間のみが未来に対して、また、地球に対して責任を果たす能力がある生物であり、地球上の現在及び未来の生物全てに対して責任を果たす義務があると主張する。彼の主張を受け、私は、「地球環境に膨大かつ自然回復に期待できない危害を地球に及ぼす生物として、人類は地球から消えること、消滅すること、この将来につづく危険な技術の後始末をしないまま、消えることは許されないと主張してきた。

100年先の未来世代の存在のため、かつ、その未来世代が自由で人間的に生きることを予想し、想像する。そのためには、現世代は何をどう行動すべきか。そして、未来の世代に何をどう付託すべきが問われる。放射能汚染された森林大地をどう未来世代に渡すのか、よりきれいにして渡すのか。きれいにすることは相当の労力がある、資金もある、除染することでの被ばくのリスクもある。現世代は簡単に死を受け入れてはいけない。また、将来世代のために、何が、どう問題であり、解決できない課題であるかを明確にして、未来世代に託すことも必要となる。そのためには、現世代は健康で未来の付託活動を続けていかなければならない。

#### 2) 政府における未来担当部局(未来省)の設置による政治の未来への責任

近代民主主義国家システムは、基本的には人類の平和・安寧を永続的な理念として位置づけているが、長期

な未来世代に対する責任行動を国家の責任として明確にしていない。100年先の未来に対して継続的に責任を持ち、かつ、未来の世代にも責任を付託しその責任を果たすことを国家に要請するほど、放射能汚染の継続する物理的力は大きく長いと言わざるをえない。その長い時間に対して適切に対処する法システムの確立は必須と考える。

西條辰雄氏が『フューチャー・デザイン』で主張しているように、政府に「未来省」のような、未来に対する現在の責任、未来の付託について法制度で対応する仕組みが必要である。原発事故による放射能汚染の長期的対処は、当面の対処を超えた未来への対処が重要であり、それを担う政治システムは必要である。長くて6年の政治家の任期では、長期的未来に対する責任ある政策を訴えること、あるいはそれに対して国民に賛同してもらうことを政策のメインに出来ないなど、国家が果たすべき未来への責任は限定的である。

日本憲法の前文に、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とある。「われらの子孫のために」と述べ、未来に対して強く意識し、恒久性、永久性として言及している。憲法第11条では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」とし、基本的人権は未来の国民も含めて永久、恒久の権利として与えられ、それを維持すること保持することを憲法で保障し、国が国民の基本的人権を奪うことを許していない。さらに、憲法第97条は、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」として、基本的人権は将来の国民も含めた国民（人類）の永久の権利としている。

憲法第25条は、「第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」で、いわゆる国民の生存権に言及し、国はその生存権を保障する努力義務に言及している。未来、将来の言葉は使用されていないが、基本的人権の一つである生存権も国民の永久の権利と理解できる。第25条に書かれている「すべて国民」には、現在の国民、そして未来の国民も含むと理解する。この条項は国民の生存権を保障するためには、社会権、環境権は必須である。健康で文化的な生活

の基礎として、安心できる生活環境（これは環境省の解説では農村地域では里山環境も含まれる）があって可能となる。津島住民にとっての環境権は健全で放射能汚染されていない里山環境が保全されている権利であり、その権利が生存権を保障する。さらに、その生活環境を基礎として、コミュニティでのおすそ分け文化が育ち、共的な相互扶助、助け合いという「社会権」により、社会福祉、社会保障に関しての公的支援を補完することが可能となっていた。これらの生存権、社会権、環境権は未来の津島住民にも保障され、その保障に対して国は責任を持つ必要がある。

17世紀の北米インディアン連邦、イロコイ連邦の結末法（一種の憲法）の理念では、現在の決定は7世代後の人々の身になって考え決定するという思想がある。魚の採取、木の伐採、河の恵み、森の恵みを現在採取することは、7世代後まで持続できるための行動ルールを持つ。未来世代への現世代の責任、また、次の世代が未来世代に果たす責任が連続として継続する社会である。日本の森林育成は100年の計と言っていたことに通じるものがある。

今、問われるのは未来世代への責任の継承であり、未来への責任ある政治である。放射能汚染は現在では解決できない。未来世代、未来人類に付託せざるを得ない。その付託を含めて現世代の責任をどう果たすかが問われる。政治は現世代のための政治に固執してきた。未来への付託、未来への責任をどう果たすかという仕組み、民主主義に未来責任をどう組み込むかが問われている。放射能災害の未来対応も同様である。

津島100年復興再生プロジェクトにおいて、国、東電の大きな未来責務は、明確に「津島100年復興再生担当部局」を100年間設置し、津島住民や関係者と共に、100年復興再生プロジェクトを支えることである。長期的で過酷な未来に対処するためには、大きな理念と政治システムの転換と新たな未来志向の転換が必須である。国と東電は、2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力施設のメルトダウンに伴う、浪江町津島地区での甚大な放射能汚染、日常生活の破壊、過酷な避難生活、ふるさと喪失、長期的な帰還が困難な状況が続くことに対する謝罪を津島地区住民に行い、1日も早く、未来の地区住民も含めた地区住民が安心して津島に暮らし復興再生できるための手段を継続的に行う責任がある。

以上の国と東電の現在及び未来への責任について、裁判所の英断が求められている。

#### 4. 公害としての水俣病

##### (1) 江戸期の塩田開発と明治期からのチッソ工場

江戸時代の17世紀後半、不知火海の熊本側の沿岸が、民の生きる糧を増やすために時の権力者による埋立が行われた。塩田及び水田開発である。人間は自然を改変

して海の幸、陸の幸、山の幸を手に入れてきた。長期的に安定的に入手できるように二次的自然、里山や里海を創造し維持し活用してきた。それは人間が構築し住み続けてきた農村漁村の姿であり、人間生態系である。江戸時代の塩田開発は、耕地の少ない水俣の沿岸漁村の民に塩田の豊穡の塩から金銭を与えた。塩田地主と塩田小作・労働者の貧富の差を伴いながら、水俣の漁村の民は命と暮らしを紡いできた。

その場所に、明治末期に近代産業化の大きな波が押し寄せてきた。日本窒素肥料株式会社（現在「チッソ」）の生産工場である。近接の鹿児島に設置された曾木発電所の電力を活用して石灰窒素を生産することが目的とされた。不知火海の大量に存在する石灰石を資源として利用し、電気で生産する近代工業システムの導入である。その適地として選ばれたのは水俣川河口にあった塩田地域であった。水俣にとっても近代経済の恩恵を受ける工場として誘致した背景もある。工場の規模拡大は、江戸期に埋立て塩田+水田化した干拓地で行われ、水路システムも活用され、かつ、労働者も地元から雇用され、行政も全面的な協力体制をとった。マルティン・ハイデッガーの技術論で指摘される総駆り立て体制（ゲシュテル）が展開された。

## (2) チッソのメチル水銀排出と水俣病の発生と対策

甚大な悲劇は昭和初期から起きた。1932年に窒素はアセトアルデヒドの生産を始め、副生物であるメチル水銀化合物を工場から近接水路に流し、かつての入浜式製塩にとっての豊穡の海水を取り入れていた百間樋門は百間排水口となり、百間港、水俣湾に排出しつづけられた。

1932年以後、後に水俣病と推察できる奇病は発生し続けていたが、1956年5月に水俣病として公式に確認され、1968年に公害病として公式認定された。水俣病は、メチル水銀化合物によって汚染され魚介類を食した結果としての食中毒である。しかし、当時の政府は食中毒であることは認めつつも、食品衛生法の適用をしなかった。チッソは1958年9月～1959年11月には百間排水口ではなく水俣川河口の八幡プールから不知火海に排出した。その結果、不知火海の奥まで汚染が拡大し水俣病は拡大した。又水俣川流域の中山間地域の人たちも海の毒ある「幸」を食していた。流域食中毒公害でもあった。チッソは1932年～68年の約36年間にわたり毒水を排出していた。政府はこれらのエリアに住む人たちの健康検査を実施する約束を果たさないまま今日に至り、その結果として数多くの水俣病関連訴訟が続いている。

水俣湾での水銀ヘドロの浚渫埋立は1990年に終了した。水銀ヘドロで埋め立てた湾の一部は「エコパーク水俣」公園となった。水銀の漏出を防止するために、鋼矢板セル（直径約30m、長さ約30mの直線矢板232枚）が埋め込まれたが、鋼矢板の寿命は50～100年といわれ、安全を考慮すれば50年毎に再工事をしないと水銀汚染が不知火海に広がる。人々の命と暮らしを守るための食

中毒公害対策を永久に実施しないといけない工学的処理である。この近くには日奈久断層帯八代海区間の活断層があり、強い地震発生確率が今後30年間で16%と全国でも最も切迫度が高いとされる活断層である。2017年の熊本地震のような大地震で擁壁が破断し、あるいは、液状化での水銀の噴出や流れ出す危険性を抱えている。

チッソによる毒水の排出を原因とする水俣病は、貧しくても海の幸で生きてきた漁民とその家族、コミュニティを破壊した。漁村の破壊である。図6で示すように、江戸期からチッソが進出する明治期までは、海水を取り入れ塩を生産し海の幸を手に入れていた樋門が、チッソの毒水の排水口に変貌した。この歴史的転換は強く認識する必要がある。このような漁村の空間装置が近代産業化の過程でどう変貌し、甚大な災害を起こしたのかについて農村計画はどう向き合ったのか。あるいは向き合えなかったかを自問し反省し、どう伝えていくべきか、真摯に考え行動することが求められる。

筆者が水俣病関連の支援研究を始めたのは2023年7月からである。百間排水口・樋門の扉の撤去工事が市から一方的に市民に知らされ、それを阻止すべき水俣病患者や支援者からの相談があり、樋門や塘の歴史を現地及び文献調査を始めた。百間排水口・樋門は水俣病の原点であり、それを永続的に保存すること、負の近代産業化遺産として世界遺産的な価値として残すことに共感した。加藤さんからの報告に詳しい。塩田の歴史からひも解き、水俣市における負の近代産業化遺産を、どう残し、どう伝えるかについて研究支援を進めている。不知火海域、水俣川流域的視点も深めていきたいと思う。

江戸期から明治・大正・昭和（産業近代化）での樋門の機能転換		
江戸→近代での変化（海が陸に殺される＝近代産業化）		
海水取水（海からの恵みを陸に入れる）入り浜式塩田		
→汚水排水（陸の汚れ水を海に捨て、海を殺す）		
主に工場排水（チッソ排水）		
塩田の有無	樋門（井樋）	樋門の扉を閉じる目的
塩田江戸期	海水の取り入れ口満潮時	塩田の潮廻しの海水確保
塩田廃止近代	排水（農業・生活・工場）の海への出口	海水流入の防止（陸からの排水はポンプで強制）

図2 樋門／排水口の機能転換による課題

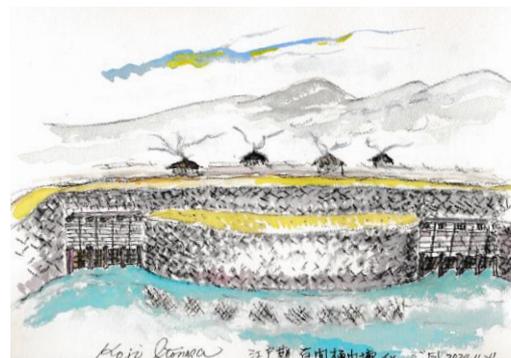
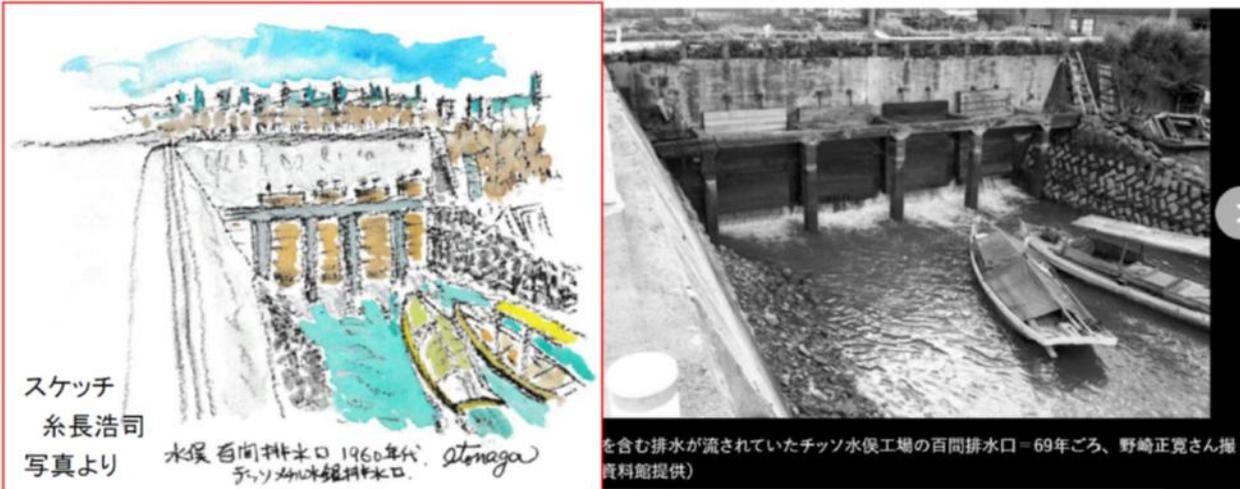


図3 百間樋門と塩田のボヤの風景イメージ（作 糸長浩司）

B. 百間樋門・排水口・百間港



図と写真 1960年代の百間排水口と樋門。樋門の下からの水流の泡立ちは、工場排水が樋門の下から排出していることを示している？ 漁舟が停留し舟底について貝を汚水で除去か？ 右の舟の横の石積みの護岸がせり出しているように見え、排水口の左岸には浜が展開されていた？

図4 百間排水口・樋門の1960年代のイメージ。船底のフジツボを排水（毒水）で除去

5. 原発事故による長期的放射能汚染公害と水俣病公害の類似点と相違点

水俣病、原発事故による放射能汚染災害（「原発事故」）は、両方とも国策による近代産業化による「長期公害」であるが、その被災状況と対処方法、課題について、まだ不十分であるが比較した（表2）。その共通性と相違点を検討してみたい。

表2を参照しつつ、以下、水俣病と原発事故の共通点と相違点について考察する。

(1) 公害の要因と内容

要因は、メチル水銀と放射性物質との相違はあるが、

表2 水俣病公害と原発事故による放射能汚染公害の特徴の比較表

項目	水俣病	原発事故
公害の要因と内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チツソによるメタル水銀排出→水俣湾、不知火海に拡散（1932年～、1968年に排出終了）</li> <li>・汚染の水産物を食した人間への長期的な健康被害（激甚性、後発性）</li> <li>・チツソ工場からの土壌への水銀廃棄の全容と影響の解明は無し（隠れた水俣病）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波によるF1のメルトダウン→放射性物質の広域飛散・降下定着（2011年～）</li> <li>・メルトダウンした原子炉施設の最終処分、廃炉の見通しは厳しいまま、100年単位での対応必須か。</li> <li>・放射性による外部、内部被ばくのリスクの長期化、直接立証難及び後発性障害のリスクあり</li> </ul>
犠牲者・被害者の数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補償、認定・医療手帳を併せて7万人以上</li> <li>・当時不知火海周辺に住み汚染魚を食べた人たちは50万人（相思社調べ）。</li> <li>・水俣病認定患者数、公健法認定者数3,000名、政治解決（1995年）救済対象者12,374名</li> <li>・特措法（2009年）38,320名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者数 約16,500人（最多時）24,600人（2025年2月）</li> <li>・避難指示の福島県内7町村で、居住人口が約12,300人、震災当時の17%（2025年3月毎日新聞WEB）</li> <li>・原発事故関連死3,808名（復興庁、2025年2月）</li> <li>・小児性甲状腺がん患者数、30万人で350人（2025年3月）、通常は100万人に5人程度、30万人では1.5人程度であり、350人は約233倍</li> <li>・成人の癌発生率や癌死亡率の統計は公表無し</li> </ul>
汚染地域の面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水俣病指定区域：熊本県水俣市、芦北町、津奈木町、鹿児島県出水市、阿久根市、長島町</li> <li>・合計面積：1,011km<sup>2</sup></li> <li>・不知火海の海域面積：1200km<sup>2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難区域の最大面積：1,150km<sup>2</sup>（福島県土の8.3%）</li> <li>・帰還困難区域 309km<sup>2</sup>（2024年）</li> <li>・放射能汚染地域の指定は法的にされていない</li> </ul>

人間及びコミュニティへの対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府は食中毒の認識はあったが、「食品衛生法」適用外として被害の長期化と深刻化を招く。</li> <li>・一時期の水産物の販売規制</li> <li>・水俣病公式認定直後での政府による組織的な健康検査の実施は無し</li> <li>・公健法の適用による患者の救済（厳しい、偏った審査システムの課題）</li> <li>・漁村コミュニティへの対処は無し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降下した放射性物質での被ばく（外部及び内部被ばく）による健康被害を政府は認めていない。</li> <li>・参考値による避難指示と解除による帰還及び新移住者誘導優先施策</li> <li>・原子力緊急事態宣言下中にも関わらず、人間の放射能防御策の施策は乏しい。</li> <li>・コミュニティを配慮した避難誘導は若干あり</li> <li>・コミュニティ再生は自治体、コミュニティ任せ</li> </ul>
人間救済のための法律制度と裁判	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒対処での食品衛生法の適用は回避し、公健法での水俣病認定</li> <li>・認定の審査基準及び審査会の問題で、水俣病患者の認定却下が多く、裁判闘争に至る。</li> <li>・公健法での認定制度の課題。</li> <li>・疫学調査による患者救済に向けた裁判闘争</li> <li>・政治決着（1995年）による一時金支給</li> <li>・「水俣病被害者の救済及び関連施策の推進に関する法律」（特措法、2009年）、一時金（210万円）と医療費無料化、不知火海沿岸での健康調査実施などの救済策（健康調査は実施されず今日に至る）</li> <li>・水俣病の公式認定以後、継続的な健康被害の実態解明には消極的なままである。</li> <li>・被災者の裁判闘争の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時の初期被ばく調査は実施されず。大学の自主的調査も中断させられる。</li> <li>・個人線量計の外部被ばく調査は政府の実施なし。</li> <li>・尿検査やWBCによる内部被ばく調査も、継続的に政府としての実施は無し。</li> <li>・子どもの甲状腺がん発生のみ福島県児童を対象に継続的に実施。しかし審査会では放射能被ばくによる癌発生を容認せず</li> <li>・成人の癌等の発生率と放射能汚染度合との比較研究は政府レベルで実施されず</li> <li>・避難をさせられたということでの原子力損害賠償法の適用</li> <li>・ふるさと喪失の保障は一部、原子力損害賠償法で認められる。</li> <li>・公健法の非適用、新たな「原災健康法」（案）法制度無し。</li> <li>・被災者の健康手帳、医療費補助等の要求は無視されている。</li> <li>・被災者の個別裁判闘争</li> </ul>
環境への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕切り網の設置による漁業への対処（1974年から1997年）</li> <li>・湾及び排水路に堆積したメチル水銀ヘドロの除去と百間湾への埋立（1990年）</li> <li>・埋立地の公園化（エコパーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の除染（宅地、農地、宅地周囲の森林の落ち葉除染等）と中間貯蔵施設の搬入、県外への最終処分</li> <li>・宅地、農地の除染後も再汚染。再除染は進まず。</li> <li>・膨大な汚染森林の除染は放置。結果として放射性物質の最終処分地となっている。</li> </ul>
将来の環境汚染課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水俣湾環境保全指針」による環境管理（暫定総水銀基準、25ppm使用、通常は0.0005ppmであり、5万倍の暫定基準値を採用）</li> <li>・別の調査で水俣湾には20ppm濃度の海底汚泥が残存</li> <li>・埋立地の擁壁の劣化への継続的対処必要（50年～100年）</li> <li>・水銀水俣条約での汚染サイトとしての管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性セシウム137の半減は30年、推定で元の状態に戻るには300年必要。</li> <li>・除染後の再汚染対策は無しに近く、放置。</li> <li>・その期間の放射性物質管理システムは未確立</li> <li>・「原発事故由来の放射性物質による環境及び人体への影響対策指針」（案）も作成されず、復興を急ぎ、除染土壌排出基準を、クリアランスレベル100 Bq/kgを超えた、「一種の暫定基準」の8000 Bq/kg以下として全国で利用する法令整備。</li> </ul>
再生・復興事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境都市づくり</li> <li>・八幡プール周辺のチツソの敷地も活用したエコタウン整備事業</li> <li>・もやい直し</li> <li>・水俣病患者、支援市民による水俣病関連遺産活動、負の文化遺産としての保全継承を目標</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島イノベーションコースト構想の事業化推進</li> <li>・被災地での各種のインフラ整備、市街地再開発も含む復興事業推進（原子力緊急事態宣言下での矛盾）</li> <li>・汚染森林伐採でのバイオマス発電事業</li> <li>・法律制定によるF-REI事業</li> <li>・放射性物質の自然減衰を前提とした超長期的再生</li> <li>・「原発事故による放射能汚染地域」を法的に指定し、その領域での土地利用管理・監視・規制体制を構築し、</li> </ul>

国策による近代産業化に伴う甚大で長期的な環境汚染であり、人体、生物への健康被害を伴う長期的公害であ

る。水俣病は当初は激甚症状が際立ったが、その後、後発症状も重要な課題となる。原発事故は、原因物の原子

炉施設の不安定性があり、長時間をかけての原因対策が必須である。さらに降下した放射能物質の半減期に付き合うことが求められ、何百年という時間のかかる対処となる超長期的公害である。水俣病の原因のメチル水銀の排出は1968年で終了し、一部浚渫しているが、その堆積物は湾に埋設され、かつ不知火海に排出された水銀の浚渫はされていない。放射性物質は半減期での減少があるが、水銀は自然減衰のない永久的汚染物である。継続的な管理対策を必要とする厄介な汚染物である。

## (2) 被害実態 (人と環境被害)

水俣病は発生70年、原災は14年経過しているが、被害の実態は解明されないままである。政府及び原因企業事態が被害実態の解明に真摯に向き合っていない。被害実態の深刻さ、長期化に対して向き合う姿勢が弱い。結果として被災者は裁判闘争をせざるを得ない。

## (3) 人間及びコミュニティへの対処

水俣病の原因物質のメチル水銀は1932年から水俣湾に排出され、汚染した水産物を食べた漁民や市民の汚染による症状はあったものの、顕在化は24年後であり、長期間放置され、その後深刻な事態が続いている。原発事故後14年経過し、子供たちへの甲状腺癌、成人の多様な癌の発生と死亡者の増加に関して政府は無視を続ける。水俣病の公式認定までの24年間に酷似していないかと危惧する。両方とも、被災者個人への配慮は多少されても地域コミュニティへの対処は希薄である。

## (4) 人間救済のための法制度と裁判

水俣病が公式認定され、公健法が制定され、公害として対処された。しかし、食中毒被害であり、食品衛生法で対処できたにも関わらず対処せず、公健法での審査会による認定という法制度が生まれ、対処の法制度的歪みをもたらし、現在まで多くの裁判が起こされている。原発事故での放射能汚染被害はないとの政府の見解である。福島県が設置した、県民健康調査検討委員会内の甲状腺検査評価部会は、甲状腺癌の多発は検査過剰による結果として甲状腺癌の多発をごまかしている。水俣病での当初の御用学者の対応に酷似し、被災者の裁判が続いている。水俣病の反省は反映されていない。

## (5) 環境への対処

水俣病の原因物質が、排水路、海を汚染したことに対して、水産物への拡散防止は1974年～1997年まで実施された。1932年の排出から58年後、水俣病の認定から44年後の1990年に汚染土壌の除去は完了する。しかし、陸地への廃棄に関しては無視されたままである。原発事故では、拡散降下した放射性物質の除染は宅地、農地、一部の森林に限定され、膨大な放射性降下物を抱える森林エリアは放置されたままであり、かつ、一部森林伐採でバイオマス燃料とてバイオマス発電所の燃料となる復興事業が国策で進められている。汚染された森林からの林産物は一定の基準値を設定しているが、帰還者が採取して飲食することの厳しい規制はないまま、内部被ば

くは放置されている。水俣湾での当時の仕切り網内での漁獲管理と比較しても緩いと言わざるを得ない。

## (6) 将来の環境汚染課題

両公害とも、通常的环境基準値を超えた非常時での暫定的環境基準値を採用したままである。水俣病では総水銀汚染基準は通常の0.0005ppmの5万倍の25ppmを設定し、50年間暫定基準で今日まで管理している。暫定とは確定するまでの間の一時的な取り決めのことである。50年は長く、法的対応がされないまま放置されている。同様のことが原発事故で起きている。発災前の基準は1mSv/年をであったのに、参考値20mSv/年を採用し、現存被ばく状況を容認している。緊急事態の基準が、暫定や参考値という名称で常態化するという矛盾である。エコパーク水俣の下には相当量の水銀が埋められ、海水への流出による水銀食中毒を常時心配することとなる。原発で汚染されたままの森林の持続的監視管理体制はないまま、豪雨災害による放射性物質の流下による再災害、森林火災による被ばく拡大、伐採樹木を燃料としてバイオマス発電所による放射能災害のリスクを抱える。

## (7) 再生・復興事業の課題

汚染水銀を暫定的に水俣湾に埋立て、その周囲での環境都市と銘打つ再生・復興事業が展開されてきた。まだ表に出ていない被災者を長期的に救済することが求められる。同時に被災者排水路、廃棄物処理場、不知火海的环境調査を継続し続け、環境監視の継続及び、埋め立てられた水銀の回収を行い陸地管理することが本当の意味での再生・復興の道と考える。水俣病関連遺産群を負の近代産業化遺産群として位置づけ、学びと反省の遺産として活用していくことが必須である。原災の地域では、被災者の生活再建や気持ちと健康管理を二の次にしたハード主体復興事業の転換が求められる。想像を超えた放射性物質の長い自然減衰と付き合い、長期的な再生と復興の道、デザイン、シナリオについて、被災者、支援者と共に検討し、複眼的な再生・復興の道を開拓していくことが求められている。

## 6. おわりに

水俣病及び東電原発事故による公害に対して、どう持続的に対応していくべきかという問題意識がある。両事件とも一種の長期的公害であるという認識のもと、我が国における公害の歴史とその対処から多くのことを学ぶ必要があると考える。

「F1の甚大事故で主に放出されたCs-137の半減期は30年であり、災害前の状態に戻るには何百年の年月を要し、短期的な復興ができる自然災害とは異なる。・・・除去土壌の全国(福島県も含む)での復興再生利用の環境省令が執行され、約880トンのデブリの処理の見通しは立たない。中間貯蔵施設内の除去土壌の数倍を超える汚染土壌と汚染樹木は森林や河川・沼に残されたまま、一方で、政府は年間1mSv以上を「現存被ばく状況」として容認

し、国民の健康への長期的配慮を欠いたまま、帰還及び移住の復興事業が展開される。

原発事故による大気と大地への放射能汚染は継続し、汚染地域で暮らし仕事をする人たちの健康管理は、東電と国が製造者責任を果たすべきである。にもかかわらず国は、放出された放射能による健康被害はないと主張して「公割健康被害補償法」は適用されないままである。水俣病への国の対応の歴史と酷似する。不知火海域での水俣病患者認定の道はまだ半ばであり、法で義務付けられた健康調査も進まない。水俣湾に擁壁を造り埋められた水銀の溶出に対し、定期的な擁壁の土木の再整備が必至で、再度の水俣湾への汚染が拡大し、新たな食中毒被害を防ぐための継続管理が必要である。長期的な土地・海汚染に対して、的確で長期的な土地利用管理計画の法制度は用意されないまま、短期的な地域再生・復興というシナリオが進められている。

チッソと東電の国策である近代産業化とは何か、その負の遺産をどうとらえ、長期的な解決に向けて何をどう行動していくべきかが問われている。

技術に頼るテクノピア（技術圏）を創造してしまった人類の地球に対する責任は大きく、持続的にその責任を果たす義務が伴う。ハイデッカーが技術論で論じた「ディステル／総駆り立て体制」を象徴する技術である。ジェームズ・スコットと定義するハイモダニズム（数値化による分かりやすさ、合理性）の象徴といえる近代建築、近代都市の創造に深く関係する建築学は、危険なテクノピアでの重要な構成要素であることを胆に銘じて、学と社会化の見直しが必須である。甚大な原発事故、水俣病から多くのことを学び、格闘していくことが求められる。

★なお、本論考は、2025年9月の日本建築学会大会協議会「公害としての原発長期災害と水俣病」での糸長浩司の主旨説明文及び「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」での裁判所に2025年に夏に提出した糸長浩司の意見書「津島100年復興再生のための共同行動に向けた提案」をもとに執筆した。

#### 参考文献

- 1) 糸長浩司、「放射能汚染継続下の復興事業の問題と的確な計画制度の確立—飯舘村の汚染実態と土地利用規制管理のために」、『日本の科学者』、Vol.60 No.6、2025
- 2) 日本建築学会原災長期災害対応特別委員会、「原発事故による長期的放射能影響への対策に向けた建築からの提言」、2024
- 3) 糸長浩司、「放射能汚染長期化と復興核災害リスクを飯舘村支援研究から考える—廃炉事業と復興事業の同場当時の矛盾—」、『福島復興の視点・論点』、明石書店、2024
- 4) 糸長浩司、「自然との共生居住権の喪失と二重居住権

の確立を」、『日本災害復興学会誌『復興』(No.14)』、7(2)、36-44、2016

5) Koji Itonaga, Contamination and community support in the aftermath of the Fukushima disaster, Bulletin of the Atomic Scientists published online 19 June 2014